

女性活躍推進法第 19 条第 6 項の規定に基づく実施状況の公表について

1. 数値目標に係る実績

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率及び平均取得日数

目 標		令和 5 年度までに、制度利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の合計 3 日以上取得割合を 100% にします。		
一 般 行政職 (実績)	年 度	R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度
	取 得 率	該当者なし	100% (1/1 人)	該当者なし
	平均日数	—	7 日	—

(2) 年次休暇の取得率及び平均日数

目 標		令和 5 年度までに、年次休暇を年間 10 日以上取得する職員の割合を 100% にします。(集計期間：1 月 1 日～12 月 31 日)		
一 般 行政職 (実績)	年 度	R 5 年	R 4 年	R 3 年
	取 得 率	52.63% (10/19 人)	52.63% (10/19 人)	42.11% (8/19 人)
	平均日数	9.7 日	10.8 日	9.7 日

2. 取組内容

(1) 男性職員の育児への参加

- ・ 令和 3 年度 配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の該当者がいないため、周知を行わなかった。
- ・ 令和 4 年度 制度利用可能な男性職員に対し、説明や休暇取得前及び取得中にヒアリングを行い、休暇取得及び復職への不安解消に努めた。
育児休暇制度に関するパンフレット等の回覧を行い、管理職員の意識改革及び休暇を取得しやすい環境づくりを行った。
- ・ 令和 5 年度 育児休業制度利用中の男性職員に対し、復職への不安解消のためにヒアリングを行った。
育児休暇制度に関するパンフレット等の回覧を行い、管理職員の意識改革及び休暇を取得しやすい環境づくりを行った。

(2) 年次休暇の取得強化

- ・ 令和 3 年度 年 5 日以上の取得推進を行った。
- ・ 令和 4 年度 年 10 日以上の取得目標を達成した。
- ・ 令和 5 年度 全職員が年間年 10 日以上の年次休暇を取得できるよう声掛けを行い、取得推進を図った。